

第118号議案

職員の旅費に関する条例等の一部を改正する条例

(職員の旅費に関する条例の一部改正)

第1条 職員の旅費に関する条例(昭和27年島根県条例第11号)の一部を次のように改正する。

目次中「第32条」を「第33条」に改める。

第2条第1項第5号中「以下」を「次号において」に改め、同項に次の2号を加える。

(7) 電磁的記録 電子的方式、磁氣的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。

(8) 電磁的方法 電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。

第2条第2項を削る。

第4条第4項中「以下」を「当該旅行命令簿又は旅行依頼簿に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下この条において」に、「を記載し」を「の記載又は記録をし」に改め、同条第5項中「を記載し」を「の記載又は記録をし」に改め、同条第6項中「及び様式」を「又は記録事項、様式その他必要な事項」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項の次に次の1項を加える。

6 旅行命令簿等が電磁的記録で作成されているときは、電磁的方法をもって提示することができる。

第6条第1項中「、日当」を削り、同条第4項中「旅客運賃」を「旅客運賃等」に改め、同条第5項中「ついて、」の次に「実費額又は」を加え、「又は実費額」を削り、同条第6項を削り、同条第7項中「旅行中の夜数に応じ1夜当たりの定額」を「実費額」に改め、同項を同条第6項とし、同条第8項から

第11項までを1項ずつ繰り上げ、同条第12項中「定額」の次に「又は実費額」を加え、同項を同条第11項とする。

第9条を次のように改める。

第9条 削除

第10条中「居住又は」及び「居住地又は」を削る。

第11条を次のように改める。

第11条 削除

第13条第1項中「受ける旅行者」を「受けた旅行者」に、「する者は」を「するものは」に改め、「請求書」の次に「(当該請求書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下この条において同じ。)」を、「以下」の次に「この条において」を加え、同条第4項中「記載事項」の次に「又は記録事項」を加え、同項を同条第6項とし、同条第3項の次に次の2項を加える。

4 第1項の請求書又は必要な添付書類が電磁的記録で作成されているときは、電磁的方法をもって提出することができる。

5 前項の規定により請求書又は必要な添付書類の提出が電磁的方法により行われたときは、支払担当者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該請求書又は必要な添付書類を提出したものとみなす。

第16条中「旅客運賃」を「旅客運賃等」に改める。

第17条第1項中「1キロメートルにつき37円とする」を「実費額による」に改め、同項ただし書中「定額の車賃で旅行の実費を支弁する」を「実費額による」に、「実費額による」を「1キロメートルにつき37円とする」に改め、同条第2項中「。以下同じ」を削り、同条第3項中「車賃」を「第1項ただし書及び前項の車賃」に改める。

第18条を次のように改める。

第18条 削除

第19条第1項中「による」を「の範囲内の実費額による」に改める。

第21条第1項第1号中「旧在勤地」を「旧居住地」に、「新在勤地」を「新

居住地」に改める。

第22条中「第18条第1項に規定する日当定額の5日分及び」を「11,000円に」に、「第19条第1項」を「第19条第1項各号」に、「宿泊料定額」を「額」に改め、「相当する額」の次に「を加えた額」を加える。

第23条第1項第1号中「赴任の際」を「第21条第1項第1号又は第3号の規定に該当する場合において、」に、「を旧在勤地」を「の旧居住地」に、「新在勤地」を「新居住地」に、「随伴する場合には」を「の旅行について」に改め、同号ア及びウ中「日当、」を削り、同項第2号を削り、同項第3号中「第1号ア」を「前号ア」に改め、「日当、」を削り、同号を同項第2号とする。

第24条第1項中「1日につき1,000円以内で」を「公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により旅行者が負担する費用で」に改め、同条中第2項を削り、第3項を第2項とする。

第25条及び第26条を次のように改める。

第25条及び第26条 削除

第28条第1項第2号中「新在勤地」を「新居住地」に改め、同条第2項中「第2条第1項第6号」を「第2条第6号」に改める。

(特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正)

第2条 特別職の職員の給与等に関する条例(昭和23年島根県条例第88号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「給与条例第3条第1項第1号の行政職給料表の9級の職務にある職員」を「県職員」に改め、同条第3項中「日当、宿泊料及び食卓料は、第2号表の定額」を「宿泊料は第2号表に定める額の範囲内の実費額により、食卓料は同表に定める額」に改める。

第2号表中	日 当	を削る。
	(1日につき)	
	3,000円	
	2,600円	

(非常勤の職員等の報酬及び費用弁償支給条例の一部改正)

第3条 非常勤の職員等の報酬及び費用弁償支給条例(昭和27年島根県条例第38号)の一部を次のように改正する。

第8条第3項中「旅客運賃」を「旅客運賃等」に改め、同条第4項中「(任命権者の定めるところにより承認を受けた自家用自動車に限る。)」を削る。

第9条を第10条とし、第8条の次に次の1条を加える。

第9条 前2条の規定にかかわらず、第1条第3号に掲げる者のうち、勤務実態等が一般職の職員と同等と認められる職員として知事が別に定めるものに対する費用弁償の種類及び額については、一般職の職員に対する旅費支給の例による。

(参考人等に対する費用弁償等支給条例の一部改正)

第4条 参考人等に対する費用弁償等支給条例(昭和32年島根県条例第4号)の一部を次のように改正する。

第1条中「旅費又は」を削る。

第2条第1項中「旅費又は」を削り、「職員の給与に関する条例(昭和26年島根県条例第1号)第3条第1項第1号の行政職給料表の6級の職務にある職員に支給する旅費」を「非常勤の職員等の報酬及び費用弁償支給条例(昭和27年島根県条例第38号。以下この条において「非常勤条例」という。)第1条第3号に掲げる者(非常勤条例第9条に規定する知事が別に定める職員を除く。)に支給する費用弁償」に改め、「同表の9級の職務にある職員又は」を削り、同条第2項中「旅費又は」を削り、「県職員の旅費支給」を「非常勤条例第7条、第8条及び第10条の規定」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成24年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の職員の旅費に関する条例、特別職の職員の給与等に関する条例、非常勤の職員等の報酬及び費用弁償支給条例及び参考人等に対す

る費用弁償等支給条例の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

(市町村立学校職員の旅費に関する条例の一部改正)

- 3 市町村立学校職員の旅費に関する条例(昭和27年島根県条例第29号)の一部を次のように改正する。

第3条中「ほか、職員の旅費に関する条例第26条第3号中「職員のための県営宿舎に居住すること、又はこれを明け渡すことを命ぜられ」とあるのは「学校運営の必要により住所、又は居所を指定され」と読み替える」を削る。